

宇多津町広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報うたづ（以下、「広報紙」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広報紙に掲載する広告は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告である旨を明記している。
- (2) 広告主の名称、所在地又は連絡先を明示している。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やEメールアドレスのみは認めない。

2 次の各号のいずれかに該当する内容のものは、掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 政治活動であるもの
 - (3) 宗教活動であるもの
 - (4) 社会問題についての主義主張であるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの
- (規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種又はそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等又はそれらの関連事業者
- (4) その他広報紙の性質等により広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載する位置は、町が指定するページの5段目とする。
- (2) 大きさは、縦4.5cm、横8.5cmとする。
- (3) 掲載する枠数は、町が定める数とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する最長期間は、4月号から翌年3月号とする。

(広告の金額)

第6条 1 広告の金額は、1か月当たり4,000円とする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広報紙に広告を掲載しようとする者(以下、「申込者」という。)は、申込書に当該広告の見本を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告の掲載順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 町内に事業所等(本社、支社、営業所、店舗等)を有するもの
- (3) その他のもの

2 前項で同順位の場合は、掲載を希望する期間が長いものを優先する。

3 2枠目以降を希望するもの

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の申し込みを受けたときは、審査を行い広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の決定により、広告掲載の数を超過する場合は、前条に定めるとおりとし、同順位の申請者から複数の申込みがある場合は、抽選するものとする。

(広告原稿の作成)

第10条 前条により決定された申込者は、町長の指定する期日までに、広告原稿を提出するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、掲載された広告について、一切の責任を負うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものを除くほか、この要領の実施に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則 (平成17年7月1日要領第1号)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日要領第3号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月1日要領第2号)

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 15 日要領第 1 号）

この要領は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。